

介護関係者の
皆様へ

介護ロボットの 導入・活用を支援します！

介護機器は、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るために重要なものです。その介護機器にロボット技術を活用した「介護ロボット」によって、介護の質と生産性の向上が期待されています。

ロボット技術の介護利用における重点分野 (平成29年10月改定)

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援	介護業務支援
装着  ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器	屋外  高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器	排泄物処理  排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ	施設  介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	入浴支援  ロボット技術を用いて浴槽に入浴する際の一連の動作を支援する機器	 ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器
非装着  ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器	屋内  高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器	トイレ誘導  ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器	在宅  在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム		
	装着  高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器	動作支援  ロボット技術を用い、トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器	生活支援  高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器		

6分野13項目

厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。

「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細は、裏面をご参照ください。

介護保険制度での 取り扱い

以下について、介護保険制度での取り扱いがあります。詳細は、各市町村にお問合せください。

(1) 福祉用具貸与・販売制度（厚生労働省老健局）

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居室において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象となります。

(2) 介護報酬での評価（厚生労働省老健局）

特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に評価します。

【相談窓口】
お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご利用ください。

※公益財団法人テクノエイド協会に委託して設置・開催

● 電話による相談 03-3266-6883 または 03-3260-5121

● メールによる相談 robot@techno-aids.or.jp

● 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日は休み)



「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細

I 介護ロボットの導入・活用プロセス

介護ロボットを円滑に導入し、活用を定着させるためには、体制の整備、課題の抽出と導入目的の設定、目的達成に必要な機器の選定、導入計画の作成、活用マニュアルの作成、ケアプランへの反映、継続的な効果検証と改善活動等が必要です。効率的に取り組むために、厚生労働省の導入・活用支援策（冊子・事業）を活用してください。

- (1)知る
 - ・主な製品、導入費用、有効な使い方、期待できる効果、機器選定のポイント等を知る（冊子1参照）。
 - ・活用事例を知る（冊子5・6参照）。
 - (2)体験する
 - ・展示施設（冊子1参照）を訪問する。
 - ・体験展示会に参加する（事業1：全国47都道府県において介護ロボットフォーラムの開催）。
 - ・メーカーや展示施設から借りて試用し、機器の効果を確認（冊子1～4参照）する（事業1：試用貸出の支援）。
 - (3)試用する
 - (4)導入・活用する
 - ・本格的に導入・活用する（冊子1～4、6参照）。
 - (5)実用化に協力する
 - ・ニーズに即した製品となるよう、メーカーとの意見交換や実証に協力する（事業2）。
- 【冊子】1 介護ロボットの効果的な活用のための手引き（厚生労働省/株式会社三菱総合研究所）
2 介護ロボット導入マニュアル / 介護ロボットを活用した介護方法の手順書（厚生労働省/北九州市）
3 介護ロボット導入・活用のポイント（厚生労働省/株式会社イ・ティ・ティ・ティ経営研究所）
4 介護ロボットの評価指標に関する調査研究事業報告書（厚生労働省/株式会社三菱総合研究所）
5 介護ロボット導入活用事例集（厚生労働省/公益財団法人テクノエイド協会）
6 より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き）（厚生労働省/株式会社イ・ティ・ティ・ティ経営研究所）
- 【事業】1 厚生労働省介護ロボットの普及拠点事業（株式会社日刊工業新聞社受託）
2 厚生労働省福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（公益財団法人テクノエイド協会受託）

II 補助金・助成金情報

- (1)地域医療介護総合確保基金（厚生労働省老健局/問合せ先 都道府県庁）
 - ・介護事業所に対する業務改善支援事業：職場環境の改善等に係る支援について、知識・経験を有する業務改善支援事業者から①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を受ける場合を対象に支援（補助上限額1事業所30万円）
 - ・介護ロボット導入支援事業：介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が要介護者等に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものを対象に導入支援（補助上限額1機器30万円）
 - ・ICT導入支援事業：記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う事が出来るよう、介護ソフト及び当該ソフトを使用するための端末（タブレット）を対象に導入支援（補助上限額1事業所30万円）

【参考】平成30年度補正予算サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省/問合せ先 一般社団法人サービスデザイン推進協議会）
中小企業・小規模事業者等における生産性の向上のため業務プロセスの改善と効率化に資するソフトウェアとそれに係る役務等の導入支援（補助額40万円以上450万円以下）※補助金HPに登録・公開されているITツールが対象。ハードは対象外。
- (2)人材確保等支援助成金（厚生労働省職業安定局/問合せ先 都道府県労働局）
 - ・介護福祉機器助成コース：介護福祉機器の導入などを通じて介護労働者の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成（機器導入助成上限額150万円、目標達成助成上限額150万円）
 - ・設備改善等支援助成コース：生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善（賃金アップ等）と生産性向上を実現した企業に対して助成（計画期間3年タイプの最高額：計画達成助成（1回目100万円、2回目150万円）、目標達成時助成200万円）
- (3)業務改善助成金（厚生労働省労働基準局/問合せ先 都道府県労働局）

事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成（助成上限額100万円）
- (4)時間外労働等改善助成金（厚生労働省雇用環境・均等局/問合せ先 都道府県労働局）

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業主に対して助成（時間外労働上限設定コース助成上限額200万円、勤務間インターバル導入コース助成上限額100万円、職場意識改善コース助成上限額100万円）

III 税制措置

- (1)中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例※1
生産性向上特別措置法の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、固定資産税が3年間にわたりゼロから2分の1の間で市町村が定める税率に軽減されるもの。
- (2)中小企業経営強化税制※2
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して事業の用に供した場合に、即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択できるもの。
- (3)商業・サービス業・農林水産業活性化税制
一定の設備を新規取得等して事業の用に供した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。

【参考：先端設備導入計画】

介護分野の中小企業・小規模事業者は、労働生産性を向上させるため、先端設備等を導入する取組を記載した「先端設備等導入計画」を新たに導入する設備が所在する市区町村に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。なお、当該計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。

【参考：経営力向上計画】

介護分野の中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を地方厚生局に申請していただき、認定されることにより中小企業経営強化税制や各種金融支援が受けられます。経営力向上計画は事業分野別指針に基づいて策定していただく必要があります。



IV 金融支援

- (1)独立行政法人福祉医療機構による無担保貸付
介護施設等における介護ロボット・ICTの導入等に伴う無担保貸付制度（無担保融資上限額3千万円）
- (2)日本政策金融公庫による低利融資※2
経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けられる。
- (3)商工中金による低利融資※2
経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。
- (4)中小企業信用保険法の特例※1、※2
中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保証等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられる。
- (5)中小企業投資育成株式会社法の特例※2
経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けられる。
- (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証※2
資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられる。

V 民間サービス情報

- (1)ロボットによる事故に備える保険（民間保険会社販売）
- (2)福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会提供）
福祉用具情報提供システム、福祉用具ニーズ情報収集・提供システム、福祉用具ヒヤリ・ハット情報

▶ ※1、※2の支援は「介護ロボットの導入による業務負担の軽減」に取り組むことを含む計画を策定し、認定を受けることが必要です。

先端設備等導入計画：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html> 経営力向上計画：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

注1 詳細は厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>）又は各組織のホームページにてご確認ください。

注2 掲載した情報のほか、自治体等による独自の支援も存在します。